

建築基準法第43条第2項第2号許可に係る一括同意運用基準 及び一括同意手続きについて

議決 令和6年8月6日
宇部市建築審査会

(目 的)

- 1 建築基準法第43条第2項第2号許可に係るもののうち、許可申請の内容が形式的審査のみによって判断することが可能で、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものに対して一括同意とし、許可手続の効率化を図ることを目的とする。

(基 準)

- 2 この基準は、次のいずれかに該当する建築物に適用する。
 - (1) 省令第10条の3第4項第1号の規定に該当する許可対象（タイプ2）に適合しているもの。
 - (2) 省令第10条の3第4項第2号の規定に該当する許可対象に適合しているもの。
 - (3) 省令第10条の3第4項第3号の規定に該当する許可対象（タイプ1又は2）に適合しているもの。

(手 続)

- 3 2の基準により宇部市長が処分し、事後に宇部市建築審査会に報告することとする。

附 則

この基準は令和7年4月1日から適用する。